



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 846 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 847 " ( " )
- 848 " ( " )
- 849 " ( " )
- 850 " ( " )
- 851 " ( " )
- 852 " ( " )
- 853 " ( " )
- 854 " ( " )
- 855 " ( " )
- 856 " ( " )
- 857 " ( " )
- 858 " ( " )
- 859 " ( " )
- 860 平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正 (循環型社会推進課)
- 861 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 862 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 863 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )
- 864 生活保護法による介護機関の指定( " )
- 865 " ( " )
- 866 身体障害者福祉法による指定医師の辞退 (障害福祉課)
- 867 身体障害者福祉法による医師の指定 ( " )
- 868 海岸法による所有者不明の処理が困難なものの措置 (農業農村整備課)
- 869 保安林予定森林 (森林整備課)
- 870 " ( " )
- 871 " ( " )
- 872 新道路の供用の開始 (道路保全課)
- 873 " ( " )
- 874 道路の区域変更 ( " )
- 875 新道路の供用開始等 ( " )
- 876 道路の区域変更 ( " )
- 877 新道路の供用開始等 ( " )
- 878 道路の区域変更 ( " )

- 879 新道路の供用開始等 ( " )
- 880 道路の区域変更 ( " )
- 881 新道路の供用開始等 ( " )
- 882 道路の区域変更 ( " )
- 883 新道路の供用開始等 ( " )
- 884 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)

### ○ 公安委員会告示

- 26 警備員指導教育責任者講習の実施

### ○ 選挙管理委員会告示

- 60 政治団体の解散の届出
- 61 政治団体の収支報告書の要旨

## 告 示

### 和歌山県告示第846号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字上古沢・大字中古沢の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月25日から平成20年2月8日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字上古沢・大字中古沢の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢・大字上古沢・大字中古沢の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

### 和歌山県告示第847号

和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第848号**

和歌山県有田郡有田川町大字下湯川・上湯川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川・上湯川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川・上湯川の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第849号**

和歌山県有田郡有田川町大字押手の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字押手の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字押手の一部地区

- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第850号**

和歌山県和歌山市北野・弘西の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成18年6月1日から平成20年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市北野・弘西の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市北野・弘西の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第851号**

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第852号**

和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

和歌山県告示第853号

和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年5月1日から平成20年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

和歌山県告示第854号

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月20日から平成20年2月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県田辺市下川下の一部地区

- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

和歌山県告示第855号

和歌山県田辺市鮎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月20日から平成20年2月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市鮎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市鮎川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

和歌山県告示第856号

和歌山県田辺市面川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月20日から平成20年2月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市面川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市面川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

和歌山県告示第857号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月18日から平成20年1月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第858号**

和歌山県岩出市根来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期  
平成16年7月15日から平成19年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県岩出市根来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県岩出市根来の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第859号**

和歌山県岩出市大字根来・大字東阪本・大字北大池・大字野上野・大字今畑の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期  
平成13年10月1日から平成18年1月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県岩出市大字根来・大字東阪本・大字北大池・大字野上野・大字今畑の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県岩出市大字根来・大字東阪本・大字北大池・大字野上野・大字今畑の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年6月6日

**和歌山県告示第860号**

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改める。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

35	みなべ町	山内字濱の岡	1570番10	規則第12条の31第2号
		山内字濱の岡	1570番110	
		山内字濱の岡	1570番113	
		山内字濱の岡	1570番114	
		山内字濱の岡	1570番115	

**和歌山県告示第861号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年8月10日まで縦覧に供する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成20年6月10日

- 2 名称  
特定非営利活動法人紀見サポートクラブ
- 3 代表者の氏名  
浅井徹
- 4 主たる事務所の所在地  
橋本市城山台1丁目6番地の6
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、橋本市民、特に紀見地区は今後急速に高齢化が進む中で高齢者、障害者などの手助けを必要とする者の介護、援助等の福祉活動や小・中学生に対して日

常の社会教育の指導、公民館の効果的な運営、まちづくりの推進と環境保全、自主防災会活動の指導教育と訓練、情報通信活性化への対応、雇用機会の促進、消費者の保護活動などを行うことにより、地域の活性化と住民が安心して生活できる、住み良い町を想像することを目的とする。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯 33-20	ひまわり歯科医院	橋本市小峰台2丁目12-49	平成 20.5.8

和歌山県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

和歌山県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	高瀬会第2訪問看護ステーション	東牟婁郡太地町森浦241-1 JR太地駅駅舎内	訪問看護	平成 20.3.31
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	高瀬会第2訪問介護ステーション	東牟婁郡太地町森浦241-1 JR太地駅駅舎内	訪問介護・介護 予防訪問介護	平成 20.3.31

和歌山県告示第864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫514-3	訪問介護・居宅 介護支援	平成 20.3.17
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしゃ 倶楽部田辺ケアプラセンター	田辺市片町80番1 中央ビル2階	居宅介護支援	平成 20.3.19

和歌山県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	高瀬会第2訪問看護ステーション	東牟婁郡那智勝浦町湯川61	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成 20.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	高瀬会第2訪問介護ステーション	東牟婁郡那智勝浦町湯川61	訪問介護・夜間 対応型訪問介護 ・介護予防訪問 介護	平成 20.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	小規模多機能ハウス「湯ごりの郷」	東牟婁郡那智勝浦町湯川61	小規模多機能型 居宅介護・介護 予防小規模多機 能型居宅介護	平成 20.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	デイサービスセンター「湯ごりの郷」	東牟婁郡那智勝浦町湯川61	認知症対応型通 所介護・介護予 防認知症対応型	平成 20.4.1

				通所介護	
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	ふれあいサロン「ゆかし庵」	東牟婁郡那智勝浦町湯川61	介護予防通所介護	平成20.4.1
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	南紀ケアプランセンター那智勝浦	東牟婁郡那智勝浦町湯川61	居宅介護支援	平成20.4.1
医療法人黎明会	御坊市湯川町財部728-4	老人保健施設和佐の里	日高郡日高川町和佐2136	通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護老人保健施設・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成20.4.1
紀州エア・ウォーター株式会社	和歌山市雑賀崎2017-29	紀州エア・ウォーター株式会社愛らんど有田	有田郡有田川町小島313-7	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成20.4.1
有限会社カーネーション	伊都郡九度山町九度山619-10	有限会社カーネーション	伊都郡九度山町九度山619-10	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.4.21
特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ	田辺市文里1丁目31-7	デイケアハウスあいづ	田辺市秋津町209	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1
特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ	田辺市文里1丁目31-7	デイケアハウスなごみ	田辺市湊1077-7	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1
株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫514-3	通所介護	平成20.4.1

和歌山県告示第866号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 年 月 日
松崎智彦	外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成20.3.31
岩田圭司	心臓血管外科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成20.4.2
矢田菜穂子	小児科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成20.4.2
野口浩平	消化器外	済生会有田病	有田郡湯浅町	平成

	科	院	大字吉川52-6	20.4.7
石田政也	眼科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成20.4.10
上村元洋	内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成20.4.10
味村啓司	内科	公立那賀病院	紀の川市打田1282	平成20.4.24
岡田一男	肢体、心臓、呼吸	医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	平成20.6.9

和歌山県告示第867号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類																
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ぼう じょう 腸	小 腸	免 疫					



平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字床倉4の1（次の図に示す部分に限る。）、字海瀬92、字淀瀬489の1、字北鳥瀬490（次の図に示す部分に限る。）、字檜島675の6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字床倉4の1・字海瀬92・字淀瀬489の1・字北鳥瀬490・字檜島675の6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第871号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町十九淵字近塔1118の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字近塔1118の4（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第872号

平成19年和歌山県告示第1191号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち和歌山市六十谷字有高213番3地先から同市六十谷字中沼21番9地先までの延長75.00メートルについては、平成20年6月20日から供用を開始する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第873号

平成20年和歌山県告示第47号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち和歌山市直川字藪端75番1地先から同市直川字西端1番13地先までの延長150.00メートルについては、平成20年6月20日から供用を開始する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市龍神村東字下はぎ1202番地先から同市龍神村東字上はぎ1031番3地先まで	旧	2.30 ? 12.30	770.90	
同上	新	5.20 ? 15.20	763.90	

和歌山県告示第875号

平成20年和歌山県告示第874号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年6月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第876号



道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村龍神字藤坂1132番地先から同市龍神村龍神字下垣1150番地先まで	旧	7.80 } 28.00	878.70	
同上	新	10.50 } 34.00	878.70	

和歌山県告示第877号

平成20年和歌山県告示第876号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第878号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村丹生ノ川字森118番地先から同市龍神村丹生ノ川字串138番地先まで	旧	4.30 } 14.70	478.30	
同上	新	4.40 } 14.70	478.30	

和歌山県告示第879号

平成20年和歌山県告示第878号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村東字西どの686番1地先から同市龍神村東字岩戸1982番1地先まで	旧	5.00 } 24.90	1,076.30	
同上	新	7.70 } 30.80	1,065.30	

和歌山県告示第881号

平成20年和歌山県告示第880号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

伊都郡九度山町大字丹生川字青淵90番2地先から同町大字丹生川字青淵899番4地先まで	旧	3.30 }	65.01	
		4.10		
同上	新	5.90 }	65.01	
		24.40		

**和歌山県告示第883号**

平成20年和歌山県告示第882号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年6月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第884号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年6月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

日高川町江川、山野、中津川、平川、初湯川、皆瀬及び熊野川地区

- 1 (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
主郷（Ⅰ-987）、市井谷（Ⅰ-990）、森前田首（Ⅰ-1001）、笠松（Ⅰ-1075）、中津川1（Ⅱ-4180）、熊野川1（Ⅱ-4509）、熊野川2（Ⅱ-4513）、熊野川3（Ⅱ-4519）、熊野川4（Ⅱ-4520）
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「令」という。）で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
日高川右支溪（5-384-1-009）、日高川右支溪（5-384-1-010）、大滝川右支溪（5-384-1-033）、日高川右

- 支溪（5-384-2-008）、加門谷川（5-386-1-001-1）、加門谷川（5-386-1-001-2）、堂の谷川（5-386-1-002）、日高川右支溪（5-386-2-007）、日高川右支溪（5-386-2-008）、日高川右支溪（5-386-2-009）、日高川右支溪（5-386-2-010）
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (4) 法第8条第2項に規定する令で定める事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公安委員会告示**

**和歌山県公安委員会告示第26号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年6月20日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

- 1 講習に係る警備業務の区分、実施期間、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成20年8月18日（月）から平成20年8月25日（月）までの土曜日及び日曜日を除く6日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛（合同実施）	30名
4号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成20年8月21日（木）から平成20年8月25日（月）までの土曜日及び日曜日を除く3日間		

- 2 講習の対象者

- (1) 新規取得講習（4号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間

が通算して3年以上であるもの

(2) 追加取得講習(4号)

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成20年7月23日(水)から平成20年7月25日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。
- オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けされた者は、平成20年8月4日(月)から平成20年8月6日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

- ア 新規取得講習(4号)の受講予定者
  - (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書
    - 顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
  - (イ) 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
    - 警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事

証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(1)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書

- イ 追加取得講習(4号)の受講予定者
  - (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書
    - 顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
  - (イ) 警備業務従事証明書及び履歴書
    - 警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(1)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書
  - (ウ) 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(2) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- ア 新規取得講習(4号) 34,000円
- イ 追加取得講習(4号) 10,000円

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号:073-423-0110(内線3027・3028)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年6月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
鶴保庸介有田市後援会	成川守彦	平成20.6.6	平成20.6.6

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の

規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年6月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	鶴保庸介有田市後援会		
報告年月日	平成20年1月24日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	324		
ア 前年繰越額	324		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	鶴保庸介有田市後援会	
報告年月日	平成20年6月6日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	324	
ア 前年繰越額	324	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		